

広告入り封筒の寄附採納に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、広告入り封筒（以下「封筒」という。）の寄附採納に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2 乙は、倉敷市広告入り物品等の寄附に関する要綱を遵守し、作製した封筒を甲に無償提供するものとする。

3 甲は、封筒を本庁及び各支所において、使用するものとする。（一部使用しない部署あり。）

（封筒の使用）

第2条 封筒の使用期間は特に定めず、甲は、必要に応じ随時、封筒を使用していくものとする。なお、封筒の使用方法については、乙は、甲に一任するものとする。

（納品及び納期）

第3条 乙は、甲の指定する場所及び期日に、乙の責任において、納品するものとする。

（広告の掲載内容）

第4条 乙は広告案の作成にあたり、倉敷市広告掲載基準、倉敷市広告事業実施要綱及び関連法規を遵守するものとする。

（封筒の作製及び運用等）

第5条 乙は、広告主、広告内容、紙質等について事前に甲と協議し、甲の承認を受けた後に封筒を作製しなければならない。

2 前項の協議を行うにあたり、乙は、掲載しようとする広告の事業主の概要について、報告しなければならない。

3 第1項の協議により、甲が広告主、広告内容、紙質等の修正を求めた場合、乙はこれに従うものとする。

4 乙は、広告内容について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

5 乙は、封筒又は広告主等に問題が生じた場合には、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。なお、これにかかる費用は乙の負担とする。

6 封筒の使用期間内に、広告内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項を通知し、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(使用の一時中止)

第6条 甲は、封筒の使用、中、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する場合、この協定を解除することができる。

- (1) 協定の締結又は履行に関して、不正な行為があったとき。
- (2) 指定期日までに納品の見込みがないとき。
- (3) 第5条第3項に定める甲の修正要求に対し、乙が応じないとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に関して疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙